

産学官共同創薬技術活用プロジェクト (GAPFREE) マッチングスキーム
質疑応答集 (Q&A)

(問1) 「GAPFREE (産学官共同創薬技術活用プロジェクト) マッチングスキームの御案内」 5 ページの本プロジェクトのイメージ図に、企業側にもアカデミア側にもベンチャー企業が記載されているが、ベンチャー企業は「アカデミア等」としての応募が可能か？

(答1)

アカデミア等としてベンチャー企業が参画する事が可能です。現段階でベンチャー企業単独で様式1、様式3を登録することが可能ですが、公募に応募する際には、アカデミアを含めたコンソーシアムを構築するようにしてください。

(問2) 複数企業が参画する場合、拠出する研究費の按分や、成果や知財等に関する取り決めはどのようにすれば良いのか？

(答2)

参画企業間で合意の上、取り決めてください。

(問3) 企業側が経営的理由等で研究費の拠出が出来なくなる、または、あらかじめ定める中間目標に達しないなどして、参画企業がコンソーシアムから離脱した場合の取扱いは？

(答3)

コンソーシアムから離脱した企業は、原則として、公表及び知的財産権等に関して本プロジェクトへの参画により得られる一切の権利を失うこととなります。

以下も参照ください。

- ・「GAPFREE (産学官共同創薬技術活用プロジェクト) マッチングスキームの御案内」 4 ページ (5) 途中離脱の扱い
- ・「共同研究契約ひな形(案)」 第24条 (共同研究の中止における権利義務の取扱い)

(問4) アカデミアが創薬シーズを提案することは可能か？

(答4)

本プロジェクトの趣旨は、アカデミア等のもつ先進的な創薬技術を活用し、DDS や ADME 等の問題により開発が滞っている医薬品の開発を進めることにあります。製薬企業等において、一定程度、研究開発が進められた創薬シーズを有効活用することを目的としており、アカデミアが保有する創薬シーズは対象としておりません。

(問5) 本マッチングスキームを利用せずに、直接アカデミアあるいは企業と交渉し、後の公募に応募することは可能か。

(答5)

本マッチングスキームを利用せずにアカデミア-企業コンソーシアムを構築し、マッチング終了後に開始される公募に応募することが可能です。応募にあたっては、後日公表される公募要項の記載内容を十分確認してください。